

## 船舶事故調査報告書

平成30年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成29年8月12日 13時30分ごろ
発生場所	滋賀県長浜市二本松水泳場北東方沖 峯山二等三角点から真方位105° 1,370m付近 (概位 北緯35° 27.6′ 東経136° 06.5′)
事故の概要	水上オートバイKODAMAは、浮体をえい航中、浮体の搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ KODAMA、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	250-57380大阪、株式会社KODAMA
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（浮体の搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「搭乗者」という。）が乗った浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約10mのロープで引き、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で左旋回中、搭乗者がバランスを崩し、身体を支えることができなくなって落水した。</p> <p>搭乗者は、頭部に裂傷を負った。</p> <p>船長は、出発前、本件浮体に付いている取っ手を握っておくよう搭乗者に指示していた。</p> <p>船長は、浮体のえい航の経験が何回もあった。</p>
分析	本船は、本件浮体をえい航中、約30km/hの速力で旋回したことから、搭乗者が、身体を支えることができなくなって落水し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航中、約30km/hの速力で旋回したため、搭乗者が身体を支えることができなくなって落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮体をえい航して旋回する際は、搭乗者が落水して負傷することのないように十分に減速すること。</li> </ul>